平成１８年度東大和市立第一小学校体罰防止プラン

◎関係法令

・日本国憲法　・教育基本法　・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
・学習指導要領　・「人権教育のための国連１０年」に関する国内行動計画
・人権教育・啓発に関する基本計画　・東京都人権施策推進指針
・東京都教育委員会教育目標　・東大和市教育委員会教育目標

◎学校の教育目標

〇よく考える子ども
◎思いやりのある子ども
〇たくましい子ども

◎ 地 域 の 特色

・児童の実態や願い
・保護者の願い
・地域社会の実態や願い

◎子ども達を取り巻く社会状況や生活環境

・高度の情報化少子化、核家族化、価値観の多様化等大きく変化。
・家庭や地域の教育力の低下　等

指導の実態把握

☆人権教育の目標

お互いのよさを認め合い、協力して共に生きることのできる児童の育成

〇子どもの背景に対する認識不足
〇教職員自身の人権意識不足
〇教育の原点に対する認識不足

体 罰

・「心」への影響
・「学習面」への影響
・「子ども同士の人間関係」への影響
・「子どもと教師との人間関係」への影響

体罰防止

◎目指す児童像

１年　友だち関係を深め、広げる子
２年　進んでかかわり合おうとする子
３年　友達とかかわり、友だちのよさに気づく子
４年　友だちの気持ちを思いやる子
５年　人権について知り、差別をしない子
６年　偏見、差別を許さない子

◎全教育活動における指導のねらい

〇日常的な指導でのねらい
学校の全教育活動を通して、よさを認め合い、互いの気持ちを思いやれる人間関係を築くとともに、身近な社会生活の中にある様々な偏見や差別の不合理性に気づき、これを自分たちの問題として捉え、協力して解決していこうとする力を育てる。

↑ ↓　↓

↑ ↓　↑ ↓　↑ ↓　↑ ↓

教職員の自覚と認識

〇長期的な視野に立って、子どもの成長を願う心の余裕を持ち、子どもの話をじっくり聞き、時間をかけ根気よく指導し、自らカウンセリングマインドの育成に努める。
〇考え方が多様化しているどもに対して、日常的に子どもの実態把握をするとともに、最近の子どもの心理・行動様式の変化を踏まえた対応について研究するよう努める。

生活指導体制

〇子どもに対する指導については、話す機会を十分に与えたり、複数教員で指導にあたる等の配慮を必要とし、子どもを多面的な視点で理解するとともに発達・成長過程を考慮する。
〇問題行動に対する事例の研究や全国的な動向についての研究に努める。
〇対症療法としての生活指導だけではなく、長期的な視点に立ち、魅力ある学校づくりに努める。

学校体制

〇子どもが気軽に話せる環境づくりなど教育相談体制の充実に努める。
〇体罰によらない生活指導の在り方の研究に努め、不適切な指導や体罰の疑いがある指導に対して教職員相互に点検できる環境づくりに努める。
〇全ての教職員の意見が反映できるように研修会や情報交換会等の内容や運営方法を工夫し、同時に日常的にも意見が反映できる職場の環境づくりに努める。

保護者･地域等との連携

〇学校が中心となり、地域ぐるみの青少年健全育成の在り方等について研究し、保護者・関係諸機関・地域住民等との情報交換、意見交換のできる機会を増やす。同時に、そのような場で学校の教育方針や教育活動を明確にし、理解と協力を求める。
〇学校は地域の一員であるという認識に立ち、いつでも保護者や地域住民が学校を訪問できる環境整備に努め、開かれた学校づくりに努める。